

心の緊急事態と危機介入の問題

—母親による子殺し事件を中心に—

塩山 二郎

The Problem of Psychic Emergency and Crisis Intervention. In the main of children killed by Mother

Jiro SHIOYAMA

【要旨】目に見える緊急事態への対応はかなりなされるようになってきているが、目に見えない心の緊急事態に対する対応、危機介入についてわれわれはどのような対応が必要で、実現可能なのか。ここらを探ってみた。

キーワード：緊急事態、危機介入、対人関係理解

はじめに

私たちは、毎日のように救急車のサイレンの音を耳にする。すると、どこかで急病人が出たのか、どこかで交通事故が発生したのかと想像する。そして、その想像はほぼ当たっていて、あとで事情がわかれば納得という思いになる。このように、救急車が動く時というのは、目に見えて何かが起こり、誰かが緊急事態にあるというときである。医学の進歩で、これまで不可能といわれていたような困難な事態に対しても対応が可能となってきた。ただ、それらは目に見えて異変や異常が見て取れる場合である。目に見えない、人の心の中で起こる危機的状況については、それを察知し、事前に対応するというということまではなされていない。目に見えない心の動きについて、それが危機的状況であるか否かを判断することはとても難しいことである。ある判断から、危機を想定してうまく行動できたとしても、結果からたいへんな危機的状況を回避できたというより、それが当たり前だったという評価しか下せないということになることも多く、心の危機を乗り越えることはなかなか難しいものである。

しかし、対人関係を生業としている者にとって、少しでもその状況から何らかのサインを汲み取り、緊急対応、危機介入ができないものかと考える。

このところ、決してあってはならない母親による子

殺し事件が相次いでおり、知らされる側にとっては悲しみとやりきれない思いにさせられる。ここでは、福山で起きた母親による2児殺害事件を中心に緊急事態における危機介入のあり方について考察したい。

1 事例とその概要

1) 福山の母親2児殺害事件の概要

(1) 新聞報道から

'06年11月6日、広島県府中市の府中警察署は、長男と二男を殺害したとして、自首してきた主婦A(34才)を逮捕した。乗ってきた軽乗用車の中に2人の遺体が横たわっていたからである。

調べでは、母親は長男(5才)、二男(3才)を自分の車で福山市内の山中に連れ出し、それぞれ自分の手で首を絞めて殺した疑い。

A容疑者は6日午後5時40分ごろ、府中署の駐車場に車を止め、署員に、「子どもを殺しました。車にいます。」と思いつめた表情で語った。同署員が車内を調べたところ、幼児2人の遺体を発見。2人の首に手で絞めた痕跡が確認されたため、逮捕した。2児の遺体は、7日、司法解剖され、首を絞められたことによる窒息死とわかった。殺害に至った詳しい経緯や動機については、母親の動揺、混乱が激しく、詳しくはわかっていない。A容疑者は夫(33才)

と子ども2人の4人暮らし。府中署によると、夫が10月27日に「妻が子ども2人を連れて家出した」と相談したが、3人は、同日中に帰宅した。母親は2人の子どもの体調や育児をめぐって悩んでいたという。

二男については、知能に発達の遅れが見られたため、05年7月に療育手帳を取得、福山市内の知的障害児通園施設に通っていた。

(2) 福山子ども家庭センター（旧児童相談所）との関係

広島県福祉保健総務管理局の局長が記者会見で述べたことを時間経過でつづると以下のようである。

10月29日 A容疑者の夫から、妻が精神的に不安定で、二男の首を絞めるので心配と電話で相談があった。その2日前に、妻は、二男をつれて家出をし、夫が警察に捜索願を出していた。しかし、首を絞めたが死ななかつたと帰ってきた。その翌日、妻は親族の勧めで、精神科の病院を受診した。

10月30日 A夫婦で二男の通園している障害児施設に相談。

10月31日 母方祖父母が福山子ども家庭センターに出向いて相談。

その1時間後父親と二男同センターに出向いて、相談。

11月1日 会議を開いて、一時保護が妥当、同意が得られなければ、当面、母子のみで過ごす時間がないよう、祖父母等の協力を求めると決定。

11月2日 父親と面接した結果、センターは子どもの一時保護を説得したが、父親は「妻が不安定になる」と断り、妻の両親が自宅で母子の面倒を見る考えなどを示した。

11月6日 センターは在宅支援を決めた。

この日に事件は起きた。

(3) この事件の問題点

なんとも痛ましい事件である。何故このような事態になったのか、あれこれと思ひ巡らす、なかなか結論が見えてこない。以下、緊急事態への対応という点に絞って考えてみたい。

① 母親との面接ができなかったものか。

この事件の特徴と考えられるのは、子ども家庭センターの誰も、母親本人に会っていないことである。父親、母親の両親、二男には面接している

とある。百聞は一見にしかずで、どうにかして母親本人に会って、状況を把握すべきではなかったか。おそらく、母親をつれてくるように説得したと考えられる。しかし、応じられない状況があったのだろう。ならば、こちらから出向いていくということは考えられないのだろうか。救急車は緊急事態という判断の時に出動する。この事態が緊急事態と判断すれば、出向いていくのが筋である。万一、それが考えつかないならば、電話でも、母親本人と話ができなかったのだろうか。

会って、あるいは電話で話ができたら、それによって事態は変わっていたかもしれない。母親本人の話、表情、態度からどんな対応をすればいいのかの判断がつかなかったものだろうか。母親は、精神科も受診している。精神科との連携はどの程度なされたのか。それ次第では、子どもの一時保護を強く勧め、一時保護決定をするとかが取れたかもしれないのである。

② 相談員間の協議

このような緊急事態のとき、どのような対応のチームができていたのだろうか。子ども家庭センターでは、緊急受理会議が開かれるはずである。ここのことが詳しくわかれば、このような事態の時の対応の仕方がもっと見えてくると思われる。

たとえば、緊急事態のときの対応の手順とかのマニュアルができていたのだろうか。最近の医学の領域でもそうだが、何かの検査をしたあと、それを検討するのは、複数の医師で行うことが多い。本事件が起きた時、相談員間では、どんなチームが形成されていたのだろうか。

本事件の場合、10月29日の段階で、緊急事態の発生と考える必要がある。その後、31日に子どもの父親が相談に訪れている。遅くともこの時点が、緊急事態との認識が必要になろう。問題は、この事態で、どんな判断、決断を下すかである。(1)で述べたように、母親本人に会うということが第一の決断ではないだろうか。そして、その実行である。ここの判断、決断を下すには、正確な認識が必要であり、プロとしての経験と勘が要求される。

③ 精神科の病院では

10月28日に母親は、身内の人の勧めで、精神科の病院を訪れている。そこで、どんな対応がなされたのだろうか。危機介入の手段がとられた形跡

はない。たまたま病院を訪れた時は、気分的に調子がよかったといったこともありうるし、心の危機というものは、とても微妙で、そのサインを見出すにはよほどの訓練と経験が必要になると考えられる。ここで、もし緊急事態と判断されれば、母親本人の入院を勧めるとか、子ども家庭センターに連絡し、子どもの一時保護を指示できていたかもしれない。

本事件を考えると、この母親は絶望のプログラムの誤作動（下園2000）の中にあった。[下園は、自殺の問題でこの言葉を用いているが、抵抗力のない子どもへの加害と自殺とは方向の違いはあっても絶望の極にいる点では、同じ問題と考えられる。] こころの緊急事態、そして危機介入が如何に難しいことであるかが本事件から推測される。

2) 秋田の母親4歳児殺害事件の概要

(1) 新聞報道より

平成18年10月23日、秋田県大仙市で、同市大曲住吉町の保育園児（4才）が自宅近くの農業用水路で見つかり死亡した事件があり、県警は11月13日、園児の母親B（31才）と交際相手で県立高校非常勤講師C（43才）を殺人容疑で逮捕した。

死因や園児の外傷などに不自然な点があることから、園児が行方不明になる直前まで一緒に居た母親を中心に捜査を続けてきた。

調べでは、母親と交際相手の男は10月23日午後4時過ぎ、大仙市の「道の駅」に駐車中の車内で子どもの頭や顔を素手で殴打。口をふさぐなどして瀕死の重傷を負わせ、午後5時すぎに自宅から約400m離れた用水路に、ぐったりしたわが子を母親が放置、窒息により死亡させて殺害した疑い。子どもがぐずったことに腹を立てたらしい。用水路に放置したのは交際相手の男が「捨ててしまえ」という内容の指示をし、母親が用水路に放置したという。2人とも容疑を認めている。

23日午後6時15分ごろ、子どもの母親が「子どもがいなくなった」と110番通報。付近住民らと一緒に捜索。約1時間後、自宅から南に約400m離れた用水路で子どもがうつぶせの状態で倒れているのを近所の男性が発見。母親は自分の子どもの名前を呼び、泣き叫び、道路の真ん中で座り込んだという。子どもは病院に運ばれたが、間もなく死亡が確認された。

両容疑者は数年前に知り合ったという。

母親は23日、保育園に「秋田市に行っている」と

連絡し子どもを休ませていた。

死因は窒息死だったが、顔にこぶや擦り傷のほか、体に複数のあざなどがあった。二人とも容疑を大筋で認め、動機を「子どもがうるさかった」「言うことを聞かなかった」と供述している。

2004年7月21日、この母親は「精神的に不安定で、子どもに苛立って虐待しそうだ」と自ら県中央福祉事務所に通報していた。「不安定になると、子どもをベランダに締め出したり、殴ったり足げにしたりしてしまう」と福祉事務所の職員に電話でうち明けていたという。

母子支援施設の職員もこの園児の職員も、園児の泣き声や、母親の大声を聞いたことがあったため、福祉事務所は二日後、児童相談所に通報。相談所は即日、母子支援施設に対し、「命にかかわる虐待につながりかねない」として二人を引き離すように求めた。

しかし、この母親はその後も、転居先の同県湯上市の実家や大仙市の自宅で子どもと同居。今年に入ってから、自宅から子どもの泣き声が聞こえたり、顔にあざをつくった子どもが目撃されたりするなど、虐待が続いた可能性が高いとみられる。

県によると、通報を受けた同事務所の調査で、この園児の泣き声や母親の怒鳴り声が頻繁にあり①睡眠薬のようなものを飲ませようとした②たたくなどの虐待一などの行為があったことが判明。母親は「離れたくない」と話していたが母子分離が必要と判断し、県中央児童相談所に通告した。

通告を受け、児童相談所側は同月23日、「要保護」扱いにした園児を母親の実家に引き取らせ、両者を引き離した。しかし、翌日には母親も実家に戻ってしまい、母子分離は一日で終わった。

同相談所は昨年6月にこの親子の「状態は落ち着き、虐待はなくなった」と判断したが、一度も母子と面接しておらず、児童相談所所長は同日夜、対応に不備があったことを認めた。

母親による虐待を二年前に行政も把握していたが、地元の同市福祉事務所は一度も自宅を訪問していなかった。他の関係機関も「子どもに会う」という虐待対処の基本をおろそかにし、他人任せにした構図も浮かぶ。

母子が転入した平成18年1月、大仙市福祉事務所は同県湯上市から「過去に要保護児童だったが現在は解消している」との文書入手。その後子ども

には会わず、保育園に経過観察を依頼。自宅にも訪問しなかった。

母親は4月ごろまで数回、就職や児童扶養手当などの相談に事務所を訪れたが、子育てや虐待について事務所が聞くことはなかった。

同事務所は「保育園や住民から報告はなかった」と説明、大仙市で虐待はなかったとする。

この親子の家庭が、夏には事実上二人暮らしに変わっていたことも10月初めまで把握できなかった。

2004年7月、「見過ごすと命にかかわる重大な身体的虐待」があるとして母子を一時は引き離す措置を取りながら、一度も面談をしなかった。

福祉事務所長は14日の会見で、「他の事例がたくさんあり、(このケースは)安定していたので会わなかった。電話で確認していた」と釈明。「今考えると反省点がある」と対応の非を認めた。

園児より、1つ年長の男児が同じ保育園に通う女性は、事件の約2週間前の10月10日、園児のあごの近くに、何かぶつけたような黒っぽいあざがあるのを見つけた。園児らの母親の間でも話題になっていたという。別の女性によると、この母親は、あざについて、保育園には「秋の保育園の行事で転んだ」と説明していたという。

近所に住む70代の女性によると、8月の朝6時ころ、B容疑者宅から子どもの泣き声がしたという。十日間以上、毎朝連続して聞こえたといい、女性は「なぜこんな時間に。しかられているのかと思った」と話している。

1996年、B容疑者は旧仙南村(現美郷町)のJR奥羽線後三年駅や郵便ポストなどに火を付けたとして、非現住建造物等放火などの罪に問われ、秋田地裁で有罪判決を受けていた。

(2) 本事件と行政機関の対応

この事件は、上記福山の2児殺害事件とは母親の態度の違いが顕著で、一見、質を異にする事件と見える。しかし、2年前に母親から、福祉事務所に子どもを虐待してしまいそうで怖いと連絡があったことを思うと、自分のとっている行動に自信がなく、悩んでいたとも受け取れ、福山の母親と同じ悩みを抱えていたと考えられる。

そういう中で、行政の対応はどうだったかということについて、以下いくつかの点を指摘したい。

① 行政の指示の問題は?

この事件発生の2年数か月前の出来事の中で、

母親の悩みを聞いた福祉事務所は児童相談所に通報。児童相談所は、母子支援施設に対し、2人を引き離すように指示を出している。しかし、この指示には母親は従っていない。

さらに、今回の事件の前にも、児童相談所は「要保護」扱いにした園児を母親の実家に引き寄せ、両者を引き離した。しかし、翌日には母親も実家に戻ってしまい、母子分離は1日で終わった、とある。これでは、行政の指示など、あつて無きが如しである。ここで、問題なのは、母子分離を必要とするとの判断と、母親の実家に子どもを預けさせる指示の矛盾である。誰の目から見ても、母親が自分の実家に帰れば、母子分離にならないことは明白である。どこからこのような指示が出てくるのかというと、この子どもにとって重大な緊急事態という認識の欠如ではないだろうか。日本の親子関係では、母親と子どもを引き離すということ自体、どこかやってはならないという古くからの観念がある。そういう文化的な考えもあいまって、強引に親子を引き離すということはやりづらいことではある。このような風潮からも行政の危機介入というものは、中途半端なものになりがちである。

② 母親本人との面接なしとは

ただ、この事件に関しては、児童相談所は本事件の1年前の6月にこの親子の「状態は落ち着き、虐待はなくなった」と判断したが、一度も母親と面接をしていなかったという。同じく、2年前の福祉事務所も一度も自宅を訪問していなかったとある。児童相談所、福祉事務所とも、実際に親子に会っていないというのは、どういうことだろうか。親子双方に別々に会い、また、一緒の場面で会えば、母親の様子、子どもの状態からその関係がいかなる関係にあるのが判断できるはずである。「基本をおろそかにし、他人任せにした構図も浮かぶ」と批判されても仕方がない。扱う件数が多く、一つひとつ丁寧に関われないという行政の問題もあるだろうが、ここでも、対人関係理解というものが目に見えないだけに、緊急事態という認識と待たなしの危機介入時期とその手段の判断は難しかったといえる。

3) 倉敷の母親4歳児虐待死亡事件の概要

(1) 新聞報道より

倉敷署は平成19年1月4日、4歳の二男に対する

暴行容疑で倉敷市内のD容疑者（31才）を逮捕した。幼稚園児の二男は3日午後「何かを誤って飲んだ」として救急搬送されたが死亡した。

児童相談所が約2年前、虐待があったとして亡くなった二男と長男（8才）を保護。長男は現在も施設で暮らしている。1月3日午後2時ごろ、D容疑者の部屋で「母親が大声で子どもをしかっている。その後、救急車で運ばれたようだ」と、近所の男性が110番。倉敷署員が駆けつけたところ、二男が3日午後1時40分ごろ、「何かを誤飲し意識も呼吸もない」として病院に搬送されていたことが判明。午後3時過ぎに死亡が確認された。司法解剖で死因は七味唐辛子を気管に吸い込んで咳き込んだための窒息と判明した。二男は救急搬送時、パンツ1枚の姿で台所の横に横たわり、全身ずぶぬれで腹がはれていた。気管などに七味唐辛子が残っており、顔と頭に皮下出血が見つかった。D容疑者は「子どもが自分で飲んだ」と供述。D容疑者は昨年12月17日午前4時ごろ、自宅マンションで二男が冷蔵庫のものを食べたことなどに腹を立てて顔を殴り、深夜の屋外に放置する暴行をしていたことが分かり、容疑を認めため逮捕した。

岡山県によると、D容疑者は長男（8才）が2004年2月に虐待を受けているとして保護され、児童養護施設へ入所。二男は幼児でもあり、D容疑者の意向もあって引き取られ、2人暮らしだった。長男と二男とで児童相談所の対応が分かれた理由について、「D容疑者が二男をかわいがり、長男に比べて虐待状況が激しくなかった」と説明する。

しかし、その後も近所の住民や警察などから、身体的虐待や屋外放置など計6回の通告があり、相談員は2度にわたり二男を一時保護。計46回の母親面談では「子どもが自己主張をし始め、いらいらする」などと話していたという。

県保健福祉部長は「判断が適切であったか、できることをすべてやったかを検証する」とし、近く専門家を交えた再発防止会議を開く方針を示した。

(2) 児童相談所の対応の問題

なんとも痛ましい事件が相次いで起こっているが、加害者の母親の問題はひとまずおいて、虐待死に対する行政側の対応について、検討したい。

① 何度も一時保護をしながら結果は死に至らせる問題とは

この事件の特徴は、すでに2年前に長男を一時

保護から施設入所に措置していることである。この時点で、長男の生命は助かったといえる。関わりを断つことで生命は助かっている。関係を遮断されると追っかけて行ってまで、虐待は起きない。では、何故、二男はその措置をとられなかったのか。情報によれば、長男に比べて、二男はかわいがられていたし、虐待の状況が激しくなかったからという。当時の年齢では、長男6才、二男2才であった。ここでも、相談所の側に、2才の子どもを母親から引き離すことへの抵抗があったと考えられる。しかし、長男に向かって虐待が、その長男がいなくなれば、下の子に向かうという想像をすることは難しくないと思われる。なのに、親元に返しているのである。これは、すでに述べた文化的理由と、虐待に対する理解不足ではないか。いじめ、虐待をする加害者の問題をここで議論する余裕はないが、あえて触れておくと、彼らは、そばにいて、かわりがあるから被害者に攻撃を加えるのである。その攻撃は、一方的で、加害者に被害が及ばないという力関係の中で起こるのである。もし、被害者がその場にいなかったら被害を受けなくて済むことが圧倒的に多い。その意味では、被害者に危険が及ぶと考えれば、その関係を断ち切ることが重要である。引き離すのである。一時保護も施設収容という措置も、関係の遮断が重要であると考えられるのである。そして、病理性の高い、あるいは、習慣性になっている関係の場合に施設収容になるのであろう。今回のこの事件に対する行政の対応には、母子関係の理解不足と思われる節が多々ありそうである。

② 県の保健福祉部長の見解について

判断が適切であったか、できることをすべてやったかを検証し、近く専門家を交えた再発防止会議を開く方針を示した、と書かれている。事件のあとのコメントとしては良く聞かれる言葉である。このような痛ましい事件から行政機関が何を学び、どんな具体的な施策を考えていくのか、われわれとしても関心がある。是非、対策を講じ、真相を究明して欲しい。見守って行きたいものである。

2 3事例についての考察

1) 心の緊急事態認識の問題

福山の事例では、子どもを連れての家出が目に見え

る出来事としてある。しかし、他の秋田、倉敷の事例と違って、短時間のうちに起こった非常に見えにくい事件である。つまり、母親の内面で起こっている事柄が急に行動に移された事件である。それだけに、傍目には緊急事態という認識が持ちにくいケースであろう。

一方の、秋田、倉敷の事例では、数年に及ぶ虐待が続いている中で起こった殺害事件である。どちらかという、後者の事件のほうが、今後の対応をどうすればいいか見えてきそうである。やはり、そこには、われわれの目に見える現象、虐待が続いて起こっているからである。心の中で起こっている現象では、われわれは対応の仕様がなない。それを何らかの方法で目に見える形にしないことには状況の判断ができない。

福山の事例の場合は、どうにかして母親との面接ができなかったかということを書者は強調した。それは、母親に会って、心境を聞き、心理診断的な面接ができれば、それに対する対応が可能になるからである。ここでは、カウンセリングの基本である傾聴と共感によって、クライアントの情緒的安定を図る援助をし、かつ、緊急事態と判断されれば、待ったなしの危機介入の手段を講じることができるからである。心理的援助を生業とするものは一見対照的な傾聴と待ったなしの積極的介入をする力を養っていなければならない。

虐待が数年も続き、一時保護を何度も繰り返している、子どもの死を招いてしまったのである。目に見える虐待が起こっていることがわかっている、しかも、それが数年も続いていることがわかっている、このような事件を防げないのは、やはり、その現象の背後にある対人関係理解が足りなかったからだろう。

対人関係理解というのは、目に見えない人と人の関係を見える形にすることである。その作業があつてはじめて、危機介入という手段が講じられるのであって、この作業が進まなければ、判断の下しようがない。ここに挙げた3つの事例のいずれも関係理解という作業が進まなかったゆえに起きた事件と考えられる。

2) 行政機関の対応の問題

上に述べた心の緊急事態への対応ということでは、以下のいくつかの問題点が浮かんでくる。

① 母子共に別々の一時避難の施設が必要

福山の事例にしる、秋田、倉敷の事例にしる、子どもだけでなく、母親も一時保護という形の避難所が必要ではないだろうか。

福山の事例では、それは顕著である。心の動揺

の激しい母親にとって、子どもを引き離されるだけでは不安が大きい。福山の子ども家庭センターは、それで子どもの一時保護を見送ったのだが、母親の一時保護の施設も近くがあれば、一時避難の場所として利用できるのである。以前からある婦人相談所が本来この役目を果たす施設だと思うが、そこは、他者からの攻撃を避けるための避難場所であり、自分の心の不安や恐怖から逃れるための施設ではない。

親子双方が、安心して生活できる施設が必要ではないだろうか。

② 子どもの一時保護施設は、果たして一時保護施設になっているだろうか。

小さい子どもたちがそれこそ急に母親から離され、それまでの母親の不安や暴力を受けてきた恐怖を癒すのに、児童相談所の一時保護でまかなえるのだろうか。とてもおぼつかない環境のように思われる。むしろ、児童養護施設への一時保護を考えたほうがいいのか。

しかし、それとても、まだ十分ケアができるとは考えられない。小児精神科医がおり、カウンセラーがおり、看護師がいるベッドのある施設での一時保護であれば、まだ、心のケアができる。そのそばに親の一時保護施設があれば、親子とも比較的安心して心のケアができるといえる。現状の制度、それに伴う施設では、とても情緒的安定を図るだけの援助はおぼつかない。

③ 対応する機関は、果たしてどこがふさわしいのか。

このような事件の場合、対応する機関は、今のところ行政機関となっているが、対人関係理解や、心のありようを理解するには、行政機関だけでは不十分で、それに加えて、心の領域の専門家、精神科小児科の医師などのチーム医療が必要ではないか。

今回の福山の事例では、犯行の8日前に母親は精神科の病院を訪れている。しかし、そこでは特別な緊急対応はなされなかったのである。つまり、行政機関だけでも、精神科医療だけでも単独では、このような犯罪は防げていない。領域を超えたケアチームとそれに伴う施設が必要ではないだろうか。

むすび

ここまで述べてきて、筆者の頭には、見えない心の

緊急事態に対する対応はまだまだこれからの仕事だという思いがある。われわれは、やっと目に見える世界に対する緊急対応ができるようになったのであって、目に見えない世界に対しては見えていないのである。

さらに、見える世界でも、その奥に対人関係という目に見えない世界の現象が介在していると、それはそれでまた難しいことになるといえる。いじめ、虐待、トラウマを受けた人たちやその加害者への対応は、それまでの彼らの対人関係の歴史を考慮したうえで、応じなければならない。その一方で、待ったなしの介入を必要とする判断を下すには、1人の力ではなく、複数の人の力を集めてされなければならない、いわゆるチ

ームプレイが求められるのである。行政、福祉、臨床心理、医療の領域から集めたひとつのケアチームが必要とされるが、そのような制度、施設が作れるだろうか。現実世界は、そういった高性能を持った制度を求めているのは明らかであろう。

文 献

中国、朝日、読売、毎日新聞 福山、秋田、倉敷のそれぞれの事件 平成18年11月7日～平成19年1月5日
下園壮太 2000 自殺の危機とカウンセリング 絶望のプログラム Pp32-34 金剛出版